

■大阪法務局が実施した登記所備付地図作成作業

1 はじめに…

ここでは、大阪法務局が登記所備付地図を作成したことで公共事業が促進した大阪府箕面市の事例を紹介します。

地図作成作業を実施した地区（箕面市今宮三丁目・四丁目）は、昭和初期頃からの宅地の乱開発によって、法務局の公図と現況が大きく異なっており、地図が混乱した状態となっていました。

箕面市 登記所備付地図作成作業概要

- ・実施時期 平成11年度～平成12年度
- ・実施地区 大阪府箕面市今宮三丁目・四丁目
- ・実施面積 0.12km²
- ・筆数 531筆



左の図は、当該地区の土地台帳附属地図の原図です。地番配列が現地と整合していない上、大変不鮮明でありました。

拡大図



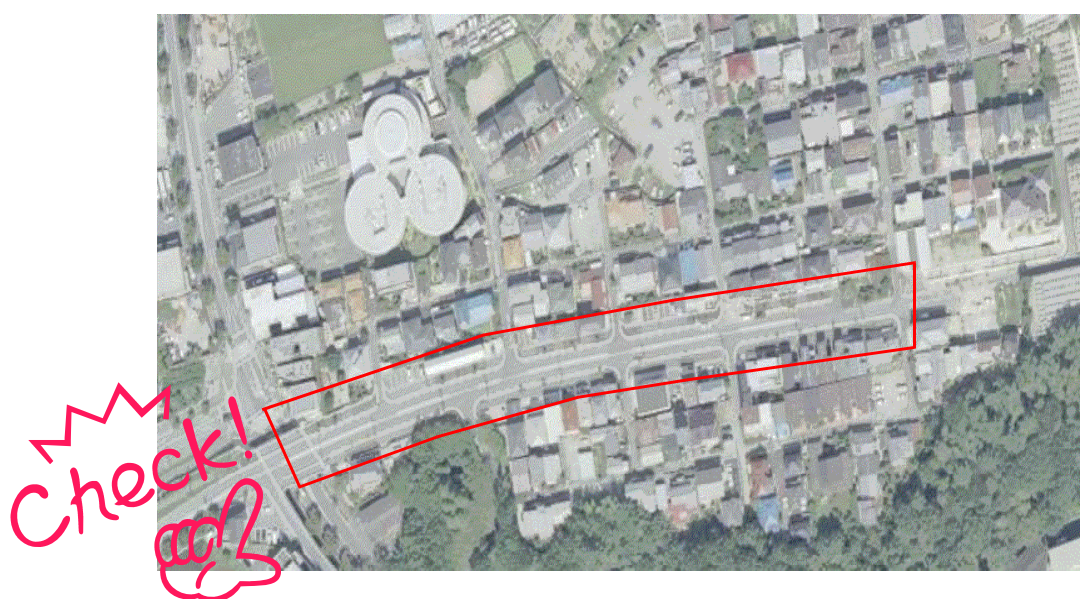
2 当該地区が抱えていた問題及び登記所備付地図作成作業実施地区選定理由

当該地区は、慢性的に渋滞する国道に隣接していたため、渋滞を回避する車が、幅員の狭い地区内生活道路（幅3・6m）を抜け道として利用し、住民生活に大きな支障となっていました。

【昭和54年空中写真（地図作成前） 国土地理院空中写真】



【現在の空中写真（地図作成後） 国土地理院空中写真】



上の空中写真をご覧ください。

地図作成後の空中写真には、東西に幅16mの都市計画道路が施工されたことを確認することができます。

現在の様子です



左の図は、箕面市
広報誌「もみじだより」平成21年4月
号の抜粋です。

当該地区に開通し
た都市計画道路につ
いて紹介されていま
す。

法務局の地図作成
が、住民の皆様の「安
全で便利な暮らし」の
一助となった一例で
す。

市の動き
まちづくりは今...

いよいよ小野原豊中線 4月1日開通!
大型車の通行規制も行います!

42年間の歳月を経て
市域の南部を東西に横断する都市計画道路小野原豊中線は、昭和42年1月に都市計画決定され、関係権利者のご協力と理解を得ながら整備を進めてきた結果、都市計画決定から約半世紀を経て、3月31日をもって、4月1日に開通することとなりました。

茨木から豊中まで続く大型車の通行規制を行います
これまでの、茨木から小野原西4丁目まで、国道171号方面へ迂回するなど、今までの区間に比べて、交通利便性が向上しました。今回の開通により茨木市域から小野原地区、豊中市域へ向かう、全長4,850m、2車線の道路に、24時間終日通行禁止の規制が行われます。

大形車の通行規制を行います
今回の開通に合わせて、住環境の保全及び周辺地域の安全確保のため、幹線道路と接続している茨木市西豊田町の豊田と丁目交差点から今野4丁目交差点までの区間において、大形貨物自動車等の終日通行禁止の規制が行われます。

今後、道路の安全確保に向けて、歩道と連携し、積極的に取り進みます。
詳細は、24・674番
078-653-0581

市では、定額付金券を受給した市民の皆さんから、寄附を募集します。
寄附メニューの決定にあたっては、市民の皆さんからメニューの提案をいただき、さらに街頭インタビューによるアンケート調査を行った結果、アンケートの結果をもとにメニューを決定しました。

- 公益施設をへAED(自動体外起震器)の設置
- 保育園・幼稚園の職員、小中学校の校庭、公園などの芝生花

寄附のお申し出は、市から郵送する定額付金券申請書をお送りいただくか、寄附の意向をご記入いただいたり、お電話でお問い合わせいただくなど、取り込みをお願いします。

定額付金券・寄附申込書
別紙申請書番 724・674
078-653-0581

※大型貨物自動車等…大型貨物自動車、特定中型貨物自動車、大型特殊自動車